

解体業に係る許可基準等について

許可基準

自動車リサイクル法における規定（法第62条）

その事業の用に供する施設及び解体業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合する者であること。

解体業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと（以下略）

1. 事業の用に供する施設

（1）使用済自動車を解体するまでの間保管するための施設

解体作業場以外に使用済自動車の保管場所を設ける場合には、外部からの人の侵入を防止することができる囲いが周囲に設けられ、保管区域が明確にされた使用済自動車の保管の場所とすること。

【目的】

- ・外部からの人の侵入防止
- ・保管区域の明確化

廃油、廃液の漏出するおそれのある事故車等の使用済自動車を保管しようとする場合であって保管に先立って当該使用済自動車から廃油、廃液の抜き取りを実施することとされていない場合（例：廃油、廃液の抜き取りが確実に行われることが標準作業書〔後述〕等により明確にされていない場合）には、床面が鉄筋コンクリートで舗装され又はその他これに類する措置が講じられ、周囲に排水溝及びそれに接続された油水分離槽を設けた保管場所を有すること。

【目的】

- ・廃油、廃液の地下浸透防止。外部への流出の防止

(2) 使用済自動車を解体するための施設

燃料採取場所（注：燃料採取場所を設けず、の要件を備えた解体作業場において燃料抜き取り作業を行うことも可能）

燃料の地下浸透を防止するため、底面が鉄筋コンクリートで舗装され又はその他これに類する措置が講じられた燃料採取場所を有すること。

燃料が外部に流出するのを防止するため、燃料採取場所の周囲に排水溝及びそれに接続したため柵が設けられていること。

抜き取った燃料を再資源化(再利用を含む)又は処分するまでの間、適正に保管するのに適した密閉可能な容器を有すること。

【目的】

- ・燃料の抜き取り作業に伴う燃料の地下浸透防止。外部への流出防止。
- ・燃料の再利用の促進

解体作業場

以下の一から四の要件を満たす解体作業場を有すること。

- 一 廃油、廃液の地下浸透を防止するため、床面は鉄筋コンクリートで舗装され又はその他これに類する措置が講じられていること。
- 二 廃油、廃液が外部に流出するのを防止するため、解体作業場の周囲に排水溝及びそれに接続した油水分離槽が設けられていること。
- 三 屋根、覆いその他雨水が床面にかからないようにするための設備を有すること。ただし、屋根等の設置が著しく困難であり、十分な容量を有する油水分離槽が設けられている等により雨天時でも外部への廃油、廃液の漏出がない場合はこの限りでない。
- 四 使用済自動車から廃油（ガソリン、軽油等の燃料は除く）、廃液を適正に抜き取ることができる装置を有すること。ただし、適切な時間をかけ手作業により使用済自動車から廃油（燃料は除く）、廃液を十分に抜き取ることができる場合（例：廃油（燃料は除く）、廃液の抜き取りが確実に行われることが標準作業書等により明確にされていることが必要）にはこの限りでない。

【目的】

- ・解体作業に伴う廃油、廃液の地下浸透防止。外部への流出防止。
- ・降雨時における廃油、廃液の流出防止

取り外した部品を保管するための設備

取り外した部品のうちエンジン等廃油や廃液が付着したもの及び鉛蓄電池を保管するため、底面が不透水性であり、かつ、雨水がかからないような構造の保管設備（具体的には、使用済トラックから取り外した幌付き荷台等、屋根がある解体場作業場の一角に備え付けた鋼製の受け皿等が想定される）を設けること。

【目的】

- ・ 部品等に付着していた廃油、廃液の漏出防止
- ・ 取り外した部品等に雨水がかかることによる汚水の発生の防止

(3) 解体自動車を保管するための施設

解体作業場以外に解体自動車の保管場所を設ける場合には、外部からの人の侵入を防止することができる囲いが周囲に設けられ、保管区域が明確にされた解体自動車の保管の場所とすること。

【目的】

- ・ 外部からの人の侵入防止
- ・ 保管区域の明確化

2. 解体業申請者の能力

次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

- イ 使用済自動車及び解体自動車の保管の方法
- ロ 廃油、廃液の抜き取り及び保管の方法
- ハ 解体の方法（指定回収物品の回収方法を含む）
- ニ 油水分離槽、ため桝の管理の方法
- ホ 解体に伴い発生する廃棄物の処理の方法
- ヘ 取り外した部品等の保管の方法
- ト 使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法
- チ 解体業の用に供する施設の保守・点検

【目的】

- ・ 解体作業に当たり、環境保全上及び資源の有効利用の観点から留意すべき事項について十分に知識を有しているか否かの確認

事業計画又は解体実績、事業収支見積書から見て使用済自動車の解体を継続できないことが明らかでないこと。

【目的】

- ・明らかに業を継続していくことが困難な事業者ではないことの確認

注：使用済自動車等の不適正な積み上げ保管の実態が地方ヒアリング等において紹介されたが、そのような状態のままで許可がなされることのないよう対応が必要。

再資源化基準

自動車リサイクル法における規定（法第16条）

解体業者は、その引き取った使用済自動車の解体を行うときは、当該使用済自動車から有用な部品を分離して部品その他製品の一部として利用することができる状態にすることその他の当該使用済自動車の再資源化を行わなければならない。

前項の再資源化は、解体業者による使用済自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

解体業者による使用済自動車の再資源化

（１）保管の方法

部品その他製品の一部として利用することができる有用な部品を回収できる使用済自動車については、有用な部品が破損し、又はその取り外しに支障が生ずることのないように保管するよう努めること。

【目的】

- ・ 有用な部品が破損したり、取り外しに支障が生ずることによる再資源化の阻害の防止

（２）解体の方法

部品や素材として再資源化できる部品や部材については、技術的・経済的に可能な範囲で分別回収するよう努めること。

取り外した部品や部材については、機能の低下や損傷のないように適正に保管するよう努めること。

【目的】

- ・ 有用な部品、部材の再資源化の促進

解体自動車の再資源化を促進するため、鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液を分別回収するとともに、技術的・経済的に可能な範囲で再資源化を自ら実施する又は実施できる者に引き渡すこと。

【目的】

- ・ 有用な資源の回収。解体以降の工程における再資源化の円滑な促進

注1：再資源化をしない場合には、廃棄物処理法に則って適正に処分する必要がある。

注2：「廃油、廃液の分別回収」とは、

- ・ 適切な時間をかけ手作業により使用済自動車から廃油、廃液を十分に抜き取ること
- ・ 使用済自動車から廃油、廃液を適正に抜き取ることができる装置を用いて十分に抜き取ること

であり、標準作業書に具体的な方法や用いる装置について記載することとなる。